

改正 平成 8 年 3 月 25 日 条例第 1 号 平成27年12月17日 条例第50号  
長野県福祉のまちづくり条例をここに公布する。  
長野県福祉のまちづくり条例

目次

（下線は改正部分）

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 福祉のまちづくりのための施策（第 7 条—第13条）
- 第 3 章 特定施設の整備（第14条—第25条）
- 第 4 章 特別特定建築物の建築の規模等（第26条—第29条）
- 第 5 章 雑則（第30条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、障害者等が安心して行動でき、社会に参加できる福祉のまちづくりに関し、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりのための施策及び障害者等が安全かつ容易に利用できる施設の整備について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、もってすべての県民が共に生きる豊かな福祉社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、「障害者等」とは、障害者、高齢者、傷病者、妊産婦、乳幼児を同伴する者その他の者で日常生活又は社会生活における行動に制限を受けるものをいう。

2 この条例において、「特定施設」とは、官公庁施設、社会福祉施設、医療施設、教育施設、文化施設、公共の交通機関の施設、宿泊施設、娯楽施設、店舗、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用する施設及びこれらに準ずる施設で規則で定めるものをいう。

（県の責務）

第 3 条 県は、市町村、県民及び事業者との連携と協力の下に、福祉のまちづくりのための総合的な施策を推進するものとする。

（市町村の責務）

第 4 条 市町村は、県の施策に協力するとともに、当該市町村の実情に応じた福祉のまちづくりのための施策を推進するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第 5 条 県民は、県及び市町村が推進する福祉のまちづくりのための施策に協力するとともに、自ら進んで福祉のまちづくりに努めなければならない。

（事業者の責務）

第 6 条 事業者は、県及び市町村が推進する福祉のまちづくりのための施策に協力するとともに、自ら所有し、又は管理する施設（旅客の運送の用に供する自動車及び鉄道の車両を含む。）について、障害者等が安全かつ容易に利用できるようその責任において整備に努めなければならない。

第 2 章 福祉のまちづくりのための施策

（施策の基本方針）

第 7 条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりのための施策を総合的に推進するものとする。

- (1) すべての県民の積極的な参加を促進するため、思いやりの心をはぐくむとともに、福祉のまちづくりへの理解を深めるよう必要な措置を講ずること。
- (2) 障害者等の社会参加の妨げとなっている障壁を取り除き、建築物等の安全かつ容易な利用を図るため、特定施設の整備等を促進するよう必要な措置を講ずること。
- (3) 障害者等の行動範囲を拡大し、積極的に社会参加ができるようにするため、安心して生活できる環境の整備を促進するよう必要な措置を講ずること。

(4) すべての県民が主体となり、互いに連携し、協力して福祉のまちづくりを推進するため、市町村の施策及び県民又は事業者の自主的な活動を促進するよう必要な措置を講ずること。

(啓発活動及び教育)

第8条 県は、県民に対し、福祉のまちづくりへの積極的な参加を促進するため、福祉のまちづくりに関する学習の機会の提供その他の啓発活動を行うものとする。

2 県は、児童及び生徒の福祉のまちづくりへの理解を深めるため、福祉に関する体験学習、ボランティア活動その他の教育の充実を図るものとする。

(情報の提供等)

第9条 県は、県民及び事業者に対し、福祉のまちづくりに関する情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。

(障害者等の移動の支援)

第10条 県は、障害者等の行動範囲を拡大し、積極的に社会参加ができるようにするため、県民及び事業者と協力し、障害者等のための自動車の駐車のために供する部分の適正な利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第11条 県は、市町村、県民及び事業者と連携を図り、福祉のまちづくりを推進する体制を整備するものとする。

(障害者等の意見の反映)

第12条 県は、福祉のまちづくりのための施策に障害者等の意見を反映させるため、関係者が意見の交換をする場を設けることその他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第13条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 特定施設の整備

(特定施設整備基準等)

第14条 知事は、特定施設における出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場その他の部分で不特定かつ多数の者の利用に供するもの（次項及び第22条において「出入口等の部分」という。）の構造及び設備の整備に関し、障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするための必要な基準（以下「特定施設整備基準」という。）を定めるものとする。

2 知事は、特定施設整備基準のほか、特定施設における出入口等の部分の構造及び設備の整備に関し、障害者等がより安全かつ容易に利用できるようにするための目標となる基準を定めることができる。

(特定施設整備基準への適合)

第15条 特定施設の新築、新設、増築、改築、移転、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替え（以下「特定施設の新築等」という。）をしようとする者（施設の用途を変更して特定施設としようとする者を含む。次条において同じ。）は、当該特定施設について、特定施設整備基準に適合させるよう努めなければならない。

(特定施設の新築等の届出)

第16条 特定施設の新築等をしようとする者は、当該特定施設の新築等の工事に着手する日又は施設の用途を変更して特定施設としようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。次章において「法」という。）第17条第1項の規定による申請をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更（規則で定める場合を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(指導及び助言)

第17条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定施設が特定施設整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第18条 知事は、第16条第1項の規定による届出を行わないで特定施設の新築等の工事に着手し、若しくは施設の用途を変更して特定施設とした者又は同項の規定による届出(同条第2項の規定による届出をした者にあつては、当該届出)の内容と異なる工事を行った者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第19条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に、意見を述べる機会を与えなければならない。

一部改正〔平成8年条例1号〕

(既存の特定施設)

第20条 この章の規定の施行の際現に存する特定施設の所有者又は管理者は、当該特定施設について、特定施設整備基準に適合させるよう配慮しなければならない。

(適合証の交付等)

第21条 特定施設の所有者又は管理者(以下「特定施設の所有者等」という。)は、特定施設が特定施設整備基準に適合していることを証する証票(以下この条において「適合証」という。)の交付を知事に請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該特定施設が特定施設整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

3 知事は、前項の規定により交付した適合証に係る特定施設が特定施設整備基準に適合しなくなつたと認める場合その他必要と認める場合は、適合証の交付を受けた特定施設の所有者等から当該適合証を返還させることができる。

(維持保全等)

第22条 特定施設整備基準に適合した出入口等の部分を有する特定施設の所有者等は、当該適合した出入口等の部分の機能を維持するよう努めなければならない。

2 何人も、障害者等が安全かつ容易に利用できるよう整備された施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(報告等)

第23条 知事は、必要があると認めるときは、特定施設の所有者等に対し、当該特定施設の特定施設整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告があったときは、当該報告を行った者に対し、特定施設整備基準に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。

(立入調査)

第24条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定施設又は特定施設の工事現場に立ち入り、特定施設整備基準への適合状況を調査させ、又は関係人に対し質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(国等に関する特例)

第25条 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体(以下この条において「国等」という。)については、第16条から第19条まで、第23条第2項及び前条の規定は、適用しない。ただし、知事は、必要があると認めるときは、特定施設の新築等をしようとする国等(施設の用途を変更して特定施設としようとする場合を含む。)に対し、当該特定施設の特定施設整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第23条第1項又は前項の報告があったときは、当該報告を行った国等に対し、必要な要請を行うことができる。

#### 第4章 特別特定建築物の建築の規模等

(用語の意義)

第26条 この章において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

(建築の規模)

第27条 法第14条第3項の規定により条例で定める特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第1号、第2号及び第8号から第10号までに掲げるもの（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設を除く。）に限る。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）の規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあつては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計1,000平方メートルとする。

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第28条 法第14条第3項の規定により条例で同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、障害者等の安全かつ容易な利用に資する設備の設置その他の事項であつて規則で定めるものとする。

2 建築物の増築又は改築（用途を変更して特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。）をする場合には、前項の規定は、当該増築等に係る部分その他の規則で定める建築物の部分に限り、適用する。

(制限の緩和)

第29条 この章の規定は、この章の規定による場合と同等以上に特別特定建築物の移動等円滑化が図られると知事が認める場合又は特別特定建築物の利用の目的、敷地の状況等によりこの章の規定により難いと知事が認める場合においては、適用しない。

第5章 雑則

(補則)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章及び次項の規定は、平成7年10月1日から施行する。

(経過処置)

2 第3章の規定の施行の際現に新築、新設、増築、改築、移転、建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の様式替えの工事に着手している特定施設については、第16条に規定する現に存する特定施設として、同章の規定を適用する。

附 則（平成8年3月25日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに次項並びに附則第3項及び第5項の規定は、平成28年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定の施行の際現に工事中の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。次項において「法」という。）第2条第17号に規定する特別特定建築物（同項において「特別特定建築物」という。）の新築、増築若しくは改築又は修繕若しくは模様替については、第2条の規定による改正後の長野県福祉のまちづくり条例（同項において「新条例」という。）第16条第3項及び第4章の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 第2条の規定の施行の際現に存する特別特定建築物で、法附則第4条第3項に規定する用途の変更をするものについては、新条例第4章の規定は適用せず、なお従前の例による。